

華中調査速報第一七六號
昭和十六年五月

國民政府公報抄（邦譯）
民國三十年四月十四日
第一六一號

與亞院華中連絡部

發送先

本院

華北運送部次長

蒙疆、厦門各運送部長官

青島出張所長

漢口、廣東、南京、各派遣員事務所長

在上海、南京、漢口、各日本總領事

杭州、九江、蘇州、蕪湖、各副領事

陸軍參謀次長

支那派遣軍總參謀長

登陸部參謀長

特務機關本部長

上海、南京、蘇州、杭州、南通、蚌埠、安慶、無錫、特務機關長

在南京大使館

九〇

二部

二部

各部

各部

各部

各部

各部

各部

三部

各部

支那派遣軍總司令部報道部長

漢口陸軍特務部長

支那派遣憲兵隊司令官

上海憲兵隊長

支那方面陸隊參謀長

海軍上海駐在武官長

第一海軍陸運部

漢口海軍特務部長

支那方面陸隊報道部長

上海方面海軍根據地隊司令官

東亞研究所

上海

東京

海軍特務所

外務省大臣官房文書課

中華民國憲法制研究會

各部

各部

各部

各部

各部

各部

各部

各部

各部

各部

各部

各部

各部

各部

各部

各部

各部

各部

各部

各部

各部

各部

各部

凡 例

- 一 本輯の名稱を華中調査速報とす
- 一 調査速報には國民政府公報及各院、部公報並に江蘇、浙江、安徽、の各省公報及南京、上海兩市公報の邦譯を掲載す
- 一 調査速報の内容は法規に屬するものは原則として全部之を輯録する方針なるも特に速報する價值僅少なりと認めらるゝものは翻譯を省略又訓令以下は重要なるもののみを摘録す
- 一 調査速報は元來華中調査資料として編輯すべきものなるも速急に報告するを適當と認め「速報」とす
- 一 調査速報は華中連絡部政務局の翻譯、編輯に係る

目 次

一、全國經濟委員會組織條例	一
二、鐵道部組織法	四

全國經濟委員會組織條例

(中華民國三十年一月八日公布)

第一條 行政院ハ經濟建設ヲ促進シ及人民生計ヲ改善スル爲全國

經濟委員會ヲ設ク

第二條 全國經濟委員會ノ職掌左ノ如シ

(一) 國家經濟建設又ハ發展計劃ノ設計及審定ニ關スル事項

(二) 國家經濟建設又ハ發展計劃ニ需用スベキ經費ノ査定ニ

關スル事項

(三) 國家經濟建設又ハ發展計劃ノ指導及綜合調整ニ關スル

事項

(四) 經濟建設事業ノ指定又ハ發展計劃ノ直接實施ニ關スル

事項

2

上項ノ直接實施事項ハ兩部會ニ關係シ行政院ノ指定ヲ經タル
モノヲ以テ限ト爲ス

第三條 全國經濟委員會ニ委員長一人ヲ置キ會務ヲ主持シ行政院

院長之ヲ兼任ス

副委員長一人ハ委員長ヲ輔佐シテ會務ヲ主持シ行政院副院長

之ヲ兼任ス

委員六人ハ財政、工商、鐵道、農礦、交通ノ各部々長及本會

ノ秘書長之ヲ兼任ス

第四條 全國經濟委員會ニ秘書長一人簡任、處長三人簡任、秘書

四人乃至六人其ノ中二人ハ簡任餘ハ薦任、技正四人乃至八人

其ノ中四人ハ簡任餘ハ薦任ヲ置ク

秘書長ハ委員長及副委員長ノ命ヲ承ケ會内一切ノ事務ヲ處理

ス

- 第五條 處長、秘書、技正、助理、秘書長ハ各項事務ヲ分掌ス
 全國經濟委員會ニ會計主任一人、統計主任一人ヲ置キ歲計、會計、統計事項ヲ處理ス
 全國經濟委員會長官ノ指揮監督ヲ受ケ且國民政府主計處組織法ノ規定ニ依リ直接主計處ニ對シ責ヲ負フ
 會計室及統計室ノ需用スル佐理人員數ハ全國經濟委員會ニテ主計處ト協議シテ之ヲ決定ス
- 第六條 全國經濟委員會ハ事務ノ必要ニ因リ顧問及專員ヲ招聘又ハ適宜ニ雇員ヲ採用スルコトヲ得
- 第七條 全國經濟委員會ハ所管事務ニ就キ總務、設計及事業ノ三處ヲ分設シテ之ヲ處理スルコトヲ得
- 第八條 全國經濟委員會各處ノ組織規定ハ別ニ之ヲ定ム
- 第九條 本條例ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

鐵道部組織法

(中華民國三十年四月九日修正公布)

- 第一條 鐵道部ハ全國ノ國有鐵道、國道ヲ規劃、建設、管理シ及省有民有ノ鐵道公路ヲ監督ス
- 第二條 鐵道部ハ本部ノ主管事務ヲ執行スル各地方最高級行政長官ニ對シテハ指導監督ノ責ヲ有ス
- 第三條 鐵道部ハ主管事務ニ就キ各地方最高級行政長官ノ命令又ハ處分ニ對シ法令ニ違反シ又ハ越權行為アリト認メタルトキハ之ヲ行政院會議ニ提出シ議決ヲ經タル後之ヲ停止又ハ取消スルコトヲ得
- 第四條 鐵道部ニ左記ノ各司ヲ置ク
 (一) 總務司

- (二) 業務司
- (三) 財務司
- (四) 工務司

第五條 鐵道部ハ行政院會議及立法院ノ議決ヲ經テ各司及其ノ他ノ機關ヲ増設又ハ廢止合併スルコトヲ得
鐵道部ハ全國鐵道、國道ノ系統規則、鐵道會計統一、鐵道國道法規ノ編纂、鐵道國道ノ材料購入、技術審定ノ標準ノ爲行政院會議ノ議決ヲ經テ各委員會ヲ設置スルコトヲ得

第六條 總務司ハ左記ノ事項ヲ掌ル

- (一) 文書ノ受發、分配、起案、編輯及保管ニ關スル事項
- (二) 部令ノ公布ニ關スル事項
- (三) 官印ノ保管ニ關スル事項
- (四) 本部及所屬各機關職員ノ任免及賞罰ノ記錄ニ關スル事項

5

項

- (五) 行政報告ノ編製ニ關スル事項
- (六) 鐵道職員ノ待遇及保障ニ關スル事項
- (七) 鐵道行政及技術人員ノ訓練及教育ニ關スル事項
- (八) 鐵道職工ノ教育及附屬學校ニ關スル事項
- (九) 本部經費ノ出納ニ關スル事項
- (十) 本部ノ庶務及其ノ他各司ニ屬セザル事項

第七條 業務司ハ左記ノ事項ヲ掌ル

- (一) 鐵道營業ノ監督管理及發展改良ニ關スル事項
- (二) 鐵道運輸ノ整理及機關車々輛ノ調度ニ關スル事項
- (三) 鐵道運送料ノ規定ニ關スル事項
- (四) 國內外ノ聯絡運送ニ關スル事項
- (五) 鐵道營業ノ設備及需要ノ審定ニ關スル事項

6



第 八 條

第 八 條

財務司ハ左記ノ事項ヲ掌ル

- (六) 鐵道經濟ノ調査及設計ニ關スル事項
- (七) 鐵道警衛ノ監督指揮ニ關スル事項
- (八) 鐵道防疫及其ノ他衛生ニ關スル事項
- (九) 省有民有鐵道業務ノ監督ニ關スル事項
- (十) 國際鐵道ニ關スル事項
- (十一) 國道公路業務ニ關スル事項
- (一) 鐵道經費ノ支配及保管ニ關スル事項
- (二) 鐵道債務ノ整理及償還ニ關スル事項
- (三) 鐵道ノ改良、擴張、建設費用ノ計劃ニ關スル事項
- (四) 鐵道財產ノ處理ニ關スル事項
- (五) 鐵道土地ノ買收及處分ニ關スル事項
- (六) 省有民有鐵道財務ノ監督ニ關スル事項

第 九 條

第 九 條

工務司ハ左記ノ事項ヲ掌ル

- (七) 其ノ他一切ノ鐵道財務ニ關スル事項
- (八) 國道公路財務ニ關スル事項
- (一) 鐵道工務ノ監督管理及擴張改良ニ關スル事項
- (二) 鐵道路線ノ測定及其ノ工事設計ニ關スル事項
- (三) 鐵道建築工事ノ監督管理ニ關スル事項
- (四) 鐵道終點及沿線ノ附屬區域市街港埠(波戶場)ノ
ニ關スル事項
- (五) 鐵道工事機械及建築材料購入ノ審査ニ關スル事項
- (六) 鐵道機械工場及材料工場ノ建設及管理ニ關スル事項
- (七) 省有民有鐵道工務ノ監督ニ關スル事項
- (八) 其ノ他一切ノ鐵道工事建設ニ關スル事項
- (九) 國道公路ノ工務ニ關スル事項

第十條 鐵道部々長ハ本部ノ事務ヲ綜理シ所屬職員及各機關ヲ監督ス

第十一條 鐵道部ニ政務次長、常務次長各一人ヲ置ク部長ヲ輔佐シテ部務ヲ處理ス

第十二條 鐵道部ニ秘書四人乃至八人ヲ置ク部務會議及長官ノ交付セル事項ヲ分掌ス

第十三條 鐵道部ニ參事四人乃至六人ヲ置ク本部ニ關スル法律命令ヲ起案審査ス

第十四條 鐵道部ニ司長四人ヲ置ク各司ノ事務ヲ分掌ス

第十五條 鐵道部ニ專員若干人ヲ置ク長官ノ命ヲ承ケ指定セル事務ヲ處理ス

第十六條 鐵道部ニ科長科員各若干人ヲ置ク長官ノ命ヲ承ケ各科ノ事務ヲ處理ス

第十七條 鐵道部々長ハ特任、次長、參事、司長及秘書二人、專員四人ハ簡任、其ノ他ノ秘書、專員及科長ハ薦任、科員ハ委任又ハ薦任トス

第十八條 鐵道部ニ技監一人簡任、技正十六人乃至二十人其ノ中四人ハ簡任餘ハ薦任、技士二十人乃至三十人其ノ中十四人ハ薦任餘ハ委任、技佐二十人乃至二十四人委任ヲ置ク長官ノ命ヲ承ケ技術事務ヲ處理ス

第十九條 鐵道部ニ會計長一人、統計主任一人ヲ置ク歳計、會計、統計等ノ事項ヲ處理ス鐵道部々長ノ指揮監督ヲ受ケ且國民政府主計處組織法ノ規定ニ依リ直接主計處ニ對シ責ヲ負フ會計處及統計室ニ於テ佐理人員ヲ需用スルトキハ鐵道部及主計處ヨリ本法ノ定ムル薦任、委任ノ人員及雇員中ニ就キ協議シテ之ヲ決定スルモノトス

第二十條 鐵道部ハ行政院會議ノ議決ヲ經テ專門ノ技術人員ヲ聘スルコトヲ得
第二十一條 鐵道部ハ事務上ノ必要ニ依リ適宜雇員ヲ置クコトヲ得
第二十二條 鐵道部處務規程ハ部令ヲ以テ之ヲ定ム
第二十三條 本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

華中調查速報第一七七號
昭和十六年五月

南京市政府公報抄（邦譯）
民國三十年一月三十日 第六十四期

興亞院華中連絡部



發送先

一本 院

華北運絡部次長

蒙疆、廈門各運絡部長官

青島出張所長

漢口、廣東、南京、各派遣員事務所長

在上海、南京、漢口、各日本總領事

杭州、九江、蘇州、蕪湖、各副領事

陸軍參謀次長

支那派遣軍總參謀長

登集國參謀長

特務機關本部長

上海、南京、蘇州、杭州、南通、蚌埠、安慶、無錫、特務機關長

在南京大使館

各 " " 各 各

九〇
二二部部部部部部部部部部
一一部部部部部部部部部部
三一部部部部部部部部部部

支那派遣軍總司令部報道部長

漢口陸軍特務部長

中支那派遣憲兵隊司令官

上海憲兵隊長

支那方面艦隊參謀長

海軍上海駐在武官長

第一海軍經理部

漢口海軍特務部長

支那方面艦隊報道部長

上海方面海軍根據地隊司令官

東亞研究所 東京

滿鐵上海事務所

外務省大臣官房文書課

中華民國法制研究會

各部部部部部部部部部部
一〇部部部部部部部部部部
五部部部部部部部部部部

凡 例

- 一 本輯の名稱を華中調査速報とす
- 一 調査速報には國民政府公報及各院、部公報並に江蘇、浙江、安徽、の各省公報及南京、上海兩市公報の邦譯を掲載す
- 一 調査速報の内容は法規に屬するものは原則として全部之を輯録する方針なるも特に速報する價值僅少なりと認めらるゝものは翻譯を省略又訓令以下は重要なるものゝみを攝録す
- 一 調査速報は元來華中調査資料として編輯すべきものなるも速急に報告するを適當と認め「速報」とす
- 一 調査速報は華中連絡部政務局の翻譯、編輯に係る

南京市政府工務局檢驗車輛規則

(中華民國三十年一月公布)

第一條 本市ニ於テ行駛スル各種車輛ハ總テ本規則ニ依リ検査期間内ニ本局ノ車輛登記所ニ於テ検査ヲ受クベシ

第二條 車輛分類左ノ如シ

- (一) 自動車
- (二) 馬車
- (三) 驟車(驟馬車)
- (四) 板車(荷車)
- (五) 人力車
- (六) 自轉車
- (七) 小車
- (八) 水車(水ヲ運ブ車)

1

第三條 各種自動車ノ検査事項左ノ如シ

- (一) 登記シタル各項ト符合セザル所アリヤ否
- (二) 車輛規定ノ設備ニ遺漏アリヤ否
- (三) 車輛號札ノ懸グル位置符合スルヤ否
- (四) 車前ノ大小燈及車後ノ紅燈完備セルヤ否
- (五) 車後ノ紅燈ハ後面車輛番號ト同一ノトコロニアリヤ否
- (六) 制動機、操縱裝置ハ完全ナリヤ否
- (七) 排氣管ニ消音ノ裝置アリヤ否
- (八) 發動機、速度計、氣化器、電氣裝置等破損アリヤ否
- (九) 客車ノ幌、坐席及貨物車ノ荷台板等堅固完全ナリヤ否
- (十) 貨物運搬自動車ノ車輛重量及其積載量ハ車外ニ明記スベシ其ノ積載量ハ之ヲ超ユルコトヲ得ズ
- (十一) 各種ノ客乘自動車内ニハ乘車定員ヲ懸グベシ其ノ乗客

2

291

ハ定員ヲ超ユルコトヲ得ズ

(十二) 貨物自動車ノ積載量三噸以上ナルトキハ運轉席ノ傍ニ後寫鏡一個ヲ懸ケ以テ後方ヨリ來タル車ニ注意スベシ

第四條 馬車ノ検査事項左ノ如シ

- (一) 車體堅固ナリヤ否
- (二) 車輪、車軸ノ廻轉眞直ナリヤ否 輪帶ノゴム完全ナリヤ否

(三) 車楨(車ノ擔ギ棒)ハ最大ノ馬匹ニ適合スルヤ否

(四) 車箱坐席ノ各部清潔ナリヤ否

(五) 幌ノ布地完全ナリヤ否

(六) 車上ノ脚鈴(脚デ踏ムベシ)及車燈完備ナリヤ否

(七) 馬匹ニ疾病及聾、盲アリヤ否

第五條 驟車ノ検査事項左ノ如シ

(一) 車體構造堅固ナリヤ否

(二) 車體尺度ガ載重數量ニ適合スルヤ否

(三) 車軸、車輪完全ナリヤ否 輪帶ノ鐵ガ道路ヲ破損スル虞アリヤ否

(四) 驟馬ニ疾病及聾、盲アリヤ否

第四六條 各種板車ノ検査事項左ノ如シ

(一) 車體構造堅固ナリヤ否

(二) 車體尺度及載重數量ガ規定ニ適合スルヤ否

一 甲級板車(荷車)ノ長ハ三・八米、幅ハ一米、載

積重量一千三百斤

二 乙級板車(荷車)ノ長ハ三・五米、幅ハ一米、載

積重量九百斤

三 車軸、車輪完全ナリヤ否 輪帶若ゴムニ非ズシテ鐵

第七條

ナルトキハ道路ヲ破損スル虞アリヤ否
四 棍棒ノ長ハ人力デ引ク位置ニ適合スルヤ否

(一) 車體、車軸、車輪、鋼板（震動防禦ノ緩和パネ）正確完全ナリヤ否

(二) 泥除、幌、坐席等清潔完備セルヤ否

(三) 棍棒ノ長短及兩方ノ距離適當ナリヤ否

(四) ベル、車登ノ設備完全ナリヤ否

第八條

自轉車ノ検査事項左ノ如シ

(一) 車上ノ零細物完備セルヤ否

(二) 車體、車軸、車輪堅固完備ナリヤ否

(三) 制動機及ベル等ノ装置アリヤ否

第九條

各種小車ノ検査事項左ノ如シ

(一) 貨物箱車ノ構造符合スルヤ否載積重量面積一・五米ヲ超ユルコトヲ得ズ

(二) 一輪又ハ雙輪ノ小手車ノ構造適合セルヤ否

(三) 各種小車ノ載積重量ハ二百斤ヲ超ユルコトヲ得ズ

第十條

水車ノ検査事項左ノ如シ

(一) 水ヲ載積スル箱ハ大キ過グルコトヲ得ズ

(二) 水箱ニ水漏アリヤ否

(三) 棍棒、車軸、車輪堅固ナリヤ否

第十一條

規定ニ合ハザル各種車輛ハ不合格ト認メ登記セシメズ

指正セル各項ニ依リ之ヲ調整シタル後ニ再検査ヲ行ヒ之ガ合

格シタルモノニ限り始テ鑑札ヲ受領シテ行駛スルコトヲ得

第十二條

各種車輛ニシテ若内部ノ構造ヲ變更セルトキハ五日内ニ

本局ニ報告シテ再検査ヲ受クベシ

第十三條 本規則ニ未ダ盡サザルノ事項アルキハ隨時之ヲ修正スルコトヲ得

第十四條 本規則ハ市長ノ許可ヲ受ケタル後之ヲ公布施行ス

第一 本市ノ行政事務ニ關スル事項ハ本規則ニ依リテ之ヲ行フ
第二 本市ノ行政事務ニ關スル事項ハ本規則ニ依リテ之ヲ行フ
第三 本市ノ行政事務ニ關スル事項ハ本規則ニ依リテ之ヲ行フ
第四 本市ノ行政事務ニ關スル事項ハ本規則ニ依リテ之ヲ行フ
第五 本市ノ行政事務ニ關スル事項ハ本規則ニ依リテ之ヲ行フ
第六 本市ノ行政事務ニ關スル事項ハ本規則ニ依リテ之ヲ行フ
第七 本市ノ行政事務ニ關スル事項ハ本規則ニ依リテ之ヲ行フ

